

リサイクルバンク

10月6日現在
ゆずってください

- ・ 潮見中女子制服（夏・冬、160cm）
 - ・ 業務用テント一式
 - ・ 大型冷凍ストッカー
- ゆずりませ

- ・ ハモンドオルガン
- ・ 電子オルガン（ピクトロン）
- ・ 潮見中ジャージ（えんじ色・上下、短パン・サイズXO）
- ・ スクリーンタイプ（新品未使用、24m×24m）
- ・ フットマツサージャー
- ・ 卓上繊維り機
- ・ スノーメルター（融雪機、中型）

リサイクル品の価格は、当人同士の話し合いによりお願います。

環境生活課生活防犯・消費係

☎内線407番



消費者センター情報

不審な「買い取り業者」に注意！

市内であやしげな「買い取り業者」からの電話や訪問が相次いでいます。これまでに数件の相談が寄せられており、対応には注意が必要です。

【事例】

「リサイクル品を買い取りに回っている」と電話がかかってきた。「処分したい衣類がある」と言う。「買い取りの条件として貴金属が1点でも入っていればよい」との返事。

「イミテーションしかない」と言う。「それでいい」と言うので来てもらったところ、家の中にあがりこもるとしたうえに、「買い取るのは貴金属だけ」と用意した品物は引き取ってくれなかった。金銭のやり取りはなく、業者名も確認していない。

【注意点】

- ・ 買い取り業者を利用する際は、必ず業者名を確認しましょう。（買い取り業者は古物商の営業許可証が必要です）
- ・ 買い取ってもらう物が無い時は、玄関には入れず、はつきりと断りましょう。

・ 買い取ってもらう品物をしっかりと確認し、むやみに室内にはあげず、予定外の品物まで買い取られないようにしましょう。

・ 買い取りの場合、免許証や保険証などによる売り手の身元確認も必要になります。個人情報流出につながるので注意しましょう。

・ 買い取り業者との取引は、たとえ「訪問」であってもクーリング・オフ対象外です。

悪質商法予防・対策出前講座
を利用しませんか

消費者センターでは、悪質

商法から身を守るための出前講座を、紋別警察署の防犯・振り込め詐欺講座と合同で開催しています。

11月を「出前講座強化月間」とし、より多くの皆さんに知識を深めてもらいたいと考えています。時間は、ビデオ視聴を含め1時間程度ですが、希望に合わせて調整できます。12月以降の申込みも受付ます。団体・サークル等で集まる機会に、ぜひご活用ください。

消費者センター
☎(24)7779番
受付時間 10時～16時30分

小中学生の税の書道展

「税を考える週間」の行事として「小中学生の税の書道展」を開催します。

小中学生の皆さんから寄せられた力強い作品をご覧ください。

日時 11月12日(金)～14日(日) 9時30分～17時

場所 博物館市民ギャラリー
☎内線244・294番



交通安全メモ

環境生活課交通安全係 ☎内線243番

◎11月運転免許証更新時講習日程

区分	日	程	場所
優良	4日(木)	10:00～10:30	25日(木)13:30～14:00
	16日(火)	13:30～14:00	
一般	4日(木)	11:00～12:00	19日(金)13:30～14:30
	16日(火)	14:30～16:30	
違反初回	16日(火)	14:30～16:30	25日(木)14:30～16:30
	19日(金)	15:00～17:00	

冬の交通安全運動

11月12日(金)～21日(日)

【運動の重点】

- ・ 夕暮れ時の歩行者(子ども、高齢者)の交通事故防止
- ・ 飲酒運転、無謀運転の追放
- ・ 路面状況に応じた運転とスリップ事故の防止
- ・ 全席でのシートベルト着用指導



交通事故に遭わない、起こさないために！

歩行者の方へ 特に夕暮れや夜間、雨天時などは自分からは車が見えていても、運転手からは気づいてもらえないことがあります。

夜光反射材を活用し、少し遠回りでも横断歩道を利用しましょう。

自転車利用者の方へ 道路は左側通行、交差点では一時停止で安全確認を！ルールとマナーはあなたを守ります。

ドライバーの方へ 相手から自分の車が見えていると思っ
ていませんか？ 万が一横断してくることを考え歩行者を見かけたら減速しましょう。

家庭・職場・地域から飲酒運転の追放を！！

飲酒運転は重い処罰、失職、家庭崩壊など人生を台無しに
してしまいます。

みなさんで声を掛け合って防止しましょう。

安全・安心守り隊 …思いやりコール運動実践中

～危険と思ったら110番～

危険な横断をしている、車道を歩いているなどの高齢者・歩行者を見かけたら、最寄の交番、警察署へお知らせください。

あなたの思いやりが、高齢者の安全で安心な生活を支えます。

年末調整説明会を開催します

各事業所及び事業主を対象に年末調整説明会を開催します。

日時 11月25日(木)

1回目 10時から

2回目 14時から

場所 市民会館小ホール

持参するもの 紋別税務署から11月中旬に送付される年末調整関係書類

その他 年末調整関係用紙が不足する場合は、説明会場及び紋別税務署で配布します。

図 税務課 市民税係
☎内線 238・306番
紋別税務署
☎(23) 2191番

事業主(給与支払者)の皆さんへ

個人住民税は特別徴収で納税を特別徴収とは？

給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に住民税についても、毎月従業員に支払う給与から徴収(天引き)し、市に納入していただく制度です。地方税法及び紋別市条例

の規定により、給与支払者は原則としてすべて住民税を特別徴収していただくことになっています。

住民税の特別徴収は、所得税のように税額を計算したり年末調整をする必要がありません。税額計算は給与支払報告書等に基づいて市が行い、給与支払者へ通知します。

従業員の皆さんにとっては、金融機関などへ納税に向く必要がなくなり便利です。

特別徴収を行うには、どのような手続きをすれば良いですか？

市へ「給与支払報告書」を提出(提出期限1月31日)する際に報告してください。

市ではそれを受け、5月中旬に特別徴収税額を通知しますので、6月から翌年の5月までの給与支払時に特別徴収(天引き)して、市へ納めていただくこととなります。

図 税務課 市民税係
☎内線 238・306番



虐待予防についての講演会

現在、全国的に児童虐待の相談件数が急増しています。

また、隠れた被害者が多いと思われる高齢者虐待事例も増加傾向にあります。

具体的にどのような行為が虐待にあたるのか、虐待を防止するための対策について学び、虐待を認めない地域社会を目指しませんか。

日時 11月19日(金)10時～11時30分

場所 総合福祉センター
内容 子どもから高齢者までの虐待予防について

講師 名寄市立大学 保健福祉学部 准教授 小銭寿子氏

図 介護保険課調査支援係
☎内線 451・452番



中心市街地環境対策事業

市では、中心市街地のにぎわいづくりと良好な環境整備を図るため、「紋別市中心市街地老朽空き店舗等の除却等に関する条例」を制定し、「中心市街地環境対策事業」を実施します。

内容 中心市街地において、長年にわたって使用されず、適正に管理されていない老朽化した危険な状態等にある空き店舗等のうち、土地も含めて寄附をしていただいた場合、市で取り壊します。

なお、取り壊し後は、公共空き地として、当面は市民のイベント広場などに活用します。

対象となる建物 幸町、本町、港町の各3丁目、4丁目、5丁目に存在し、長年にわたって使用されていない店舗及び事務所、次の対象要件に該当すること。

(店舗及び事務所の用途に供する併用住宅を含む)

対象要件
・土地及び建物を市に寄附

ができること。

・昭和56年5月31日以前に建築された建物で、延床面積が50平方メートル以上であること。

・建物の老朽化により地域住民の生活環境に影響を及ぼしていること。

・建物の所有者が経済的理由により改修または取り壊すことができないと認められること。

・土地及び建物に物権または賃借権が設定されていないこと。

・建物の所有期間が5年以上であること。

・土地について、寄附後の維持管理に支障を来すおそれがないこと。

・土地について、寄附後に災害防止等の措置が必要でないこと。

・土地及び建物の所有者が市税を完納していること。

図 まちづくり推進室
☎内線 287番

